

## 内部統制システムに関する基本方針

平成 25 年 12 月 20 日実施

平成 26 年 3 月 18 日改定

平成 29 年 12 月 20 日改定

平成 31 年 3 月 28 日改定

ホクレン農業協同組合連合会（以下「会」という。）は経営理念\*に適った系統活動を通じ、組織価値を高めるとともに、すべてのステークホルダーからの信頼を得て北海道農業の発展に寄与し、また豊かな社会の実現に貢献するために、以下のとおり、会の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針を定めます。

### ※経営理念

わたしたちは生産者のための協同組合として、会員 J A と連携した事業を通じ、共生の大地 北海道から「農」と「食」の未来を担います。

### 1. 理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 会は、理事および職員が本会事業の根拠法となる農協法をはじめ事業関連法規および定款を遵守し、常にその社会的使命を踏まえた事業活動から逸脱することのないよう、行動指針としての「役職員行動規範」および規程、規則等を定め、これら規程類に従い業務を遂行し、その状況を検証します。
- (2) 会は、代表理事会長を委員長とする「ガバナンス委員会」ならびに代表理事専務を部会長とする「内部統制システム部会」「コンプライアンス・リスク管理部会」「危機管理部会」「食品品質・表示管理部会」（以下「関連4部会」という。）を設置し、コンプライアンス態勢の維持・向上を図り、啓発教育を実施し、その定着に関する取組事項の協議と推進を行うとともに、適切な内部統制体制の整備に努めます。
- (3) 会は、公益通報者保護法に対応したグループ内の相談・報告体制を整備するとともに、外部相談・通報窓口としてのホクレングループフレッシュライン(第三者機関受付)を設置し、通報体制を整備します。
- (4) 会は、代表理事会長のもとに内部監査室を設置し、会長が定める内部監査方針に基づき、内部統制の整備・運用状況を会の内部統制目的の観点から監査します。
- (5) 会は、業務の点検・改善を毎年実施することにより、業務の適切性の確認と併

せ、不適切な業務手続きの改善を行うことで、法令・定款等の遵守態勢の向上に努めます。

## 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 理事は、総会議事録・理事会議事録その他職務執行に関わる重要情報を「文書規程」、「文書取扱規則」、「情報システムセキュリティ管理要領」の定める方法により、適切に整理・保存のうえ、管理します。
- (2) 理事の職務の執行に係る文書については、関連資料とともに保存・管理するものとし、必要に応じた期間は閲覧可能な状態を維持します。

## 3. リスク管理に関する規程その他の体制

- (1) 会はリスク管理に関する基本的事項を「危機管理マニュアル」（事業継続計画〈BCP〉を含む）に定め、代表理事専務を部会長とする関連4部会を設置し、重要リスクの回避・低減に向けた危機管理に関する取り組みに努めます。
- (2) 理事および職員は職制規程に基づき、その職務の遂行に伴うリスク管理を行い、その結果について責任を負います。
- (3) 重大な危機が発生した場合は「危機管理マニュアル」に基づき、危機対策本部等を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害・損失を最小限に止めるとともにその後の再発防止策を講じます。

## 4. 理事の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 理事会は年度計画に基づき開催するほか、必要に応じて随時開催します。経営上重要な事項については、事前に常勤役員参事会で審議し、その審議を経て理事会で決議を行います。
- (2) 会は総会において、中長期計画及び毎年度の事業計画を設定するとともに、理事会において業務を執行するための方針に関する事項を決定します。
- (3) 会は定款に総会・理事会の議決事項と報告事項を定めるとともに職制規程を制定し、職務遂行単位、各職位の責任体制を明確にし、業務の組織的・能率的運営を図ります。

## 5. 子会社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 会は、子会社の内部統制システムの整備を図るため、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、すべての子会社はこれに基づき会社毎に内部統制システムを整備し、これを取締役会において決議します。

- (2) 会は、子会社を管理する総括管理部門ならびに各社を管理する現業管理部門を設け、会と子会社間での協議、情報共有、指示・要請の伝達が効果的に行われる体制の整備に努めます。
- (3) 子会社のリスク管理については「子会社等管理規程」ならびに「子会社等管理規則」に基づき、子会社各社は危機管理・コンプライアンスに関する事項が発生した場合には、直ちに会に報告し、会は必要に応じて指導・助言を行います。
- (4) 会は、子会社の指導・育成を目的とした「経営者会議」を設置し、子会社の内部統制レベルの向上に努めます。
- (5) 内部監査室は子会社との覚書に基づき、法令・定款等の遵守状況および遵守態勢の有効性、業務の有効性・効率性について監査を行います。

#### 6. 監事が、その職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

監事による監査の実効性を高め、監査職務が円滑に遂行されるために会は監事の職務遂行を補助する専門部署(監事監査室)を設置します。

#### 7. 理事および職員が監事に報告を行うための体制および監事への報告に関する体制

- (1) 監事は職務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて理事ならびに職員に説明を求めます。
- (2) 理事および職員は法令等の違反行為、会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、直ちに監事に報告します。

#### 8. その他監事の監査が、実効的に行われていることを確保するための体制

- (1) 常勤監事は理事会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議等に出席します。
- (2) 監事は内部監査室と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、効率的で有効な監査を実施するよう努めます。
- (3) 監事は代表理事等との定期的会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表理事等との相互認識を深めるよう努めます。

#### 9. 反社会的勢力による被害の防止

会は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、確固たる信念をもって、以下の事項を定め、排除の姿勢を堅持し、これを遵守します。

- (1) 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し迅速な問題解決に努めます。

(2) 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

(3) 取引を含めた関係を遮断

反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して、資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

## 10. 内部統制システムの整備・運用状況の報告

会は内部統制システムを適正に運用するため、ガバナンス委員会において、関連4部会からの報告内容を検証することで、内部統制システムの整備・運用状況を評価します。

また、ガバナンス委員会における評価結果については理事会に報告し、基本方針の妥当性の検証を行います。

この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の整備に努めることとします。

以 上

### (実施期日)

1. この方針は、平成31年4月1日から実施する。